

## 条例の制定

### ○美里町個人情報の保護に関する法律施行条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、自治体を含めた官民の個人情報保護制度が改正後の個人情報保護法に統合されたことに伴い、個人情報保護制度の運用に必要な事項を定めるものです。

### ○美里町情報公開・個人情報保護審査会条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報保護法が改正されたことに伴い、美里町情報公開・個人情報保護審査会の運営に必要な事項を定めるものです。

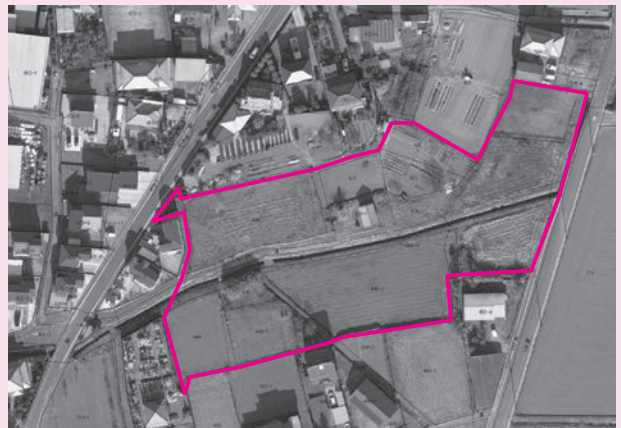
## その他

### ○町道路線の廃止・認定について

木部地内の道路改良工事に伴い、道路（町道2463号線）の路線を延伸するものです。

### ○土地の取得について

所在 美里町大字沼上字水殿419番3他14筆  
面積 6,600m<sup>2</sup> 金額 2,310万円  
水殿瓦窯跡周辺の公園用地を取得するものです。



## 決議

### 内田三郎議員に対する議員辞職勧告決議

私達美里町議会議員は、町民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令を遵守し、高い倫理観と見識をもって、町政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

内田三郎議員は、町民全体の代表者として、町政に携わる権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、高い倫理性をもってその使命の達成に努めるとともに、町民に対して自ら進んで高潔性を明らかにしなければならない。

しかしながら、内田三郎議員は13回の辞職勧告決議を受けたにもかかわらず、裁判の虚偽を繰り返すばかりである。令和4年6月1日の本会議においては「警察官の私に対する人権侵害の可能性があります。それによって今後、私に対する人権侵害を警察官に対して訴訟していく予定です。」と発言されている。法律では、訴訟手続は告知があった日から14日以内に行うことができるとあるが、今回の事件は既に3年が経過しており、実際訴訟をされたのか、今回も虚偽で議員として居座る口実であると思えてならない。

町民の範として法令等の遵守が強く求められる町議会議員の職にありながら、規範意識の欠如した行為により、美里町及び美里町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させており、断じて許されるものではない。

よって、内田三郎議員は、公職である町議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、議員職にとどまることは町民感情からして決して許されるものではなく、事の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを改めて強く勧告する。

以上決議する。